

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年3月1日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 石 井 俊 和（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 山 下 博 司（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 石 川 さおり（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 藤 井 理（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 建 元 亮 太（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 牧 野 茂（第二東京弁護士会所属）
弁護士 赤 木 竜太郎（東京弁護士会所属）
弁護士 石 川 剛（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。本日は、裁判員経験者の方々におかれましては、お忙しいところ裁判所までお運びをいただきまして、誠にありがとうございました。裁判員として重要な責務を果たされた上に、この場に御協力をいただきまして、裁判所を代表いたしまして改めてお礼を申し上げます。本日は、それぞれ御担当いただいた事件を通じて、裁判員裁判について感じたところを率直に御意見、御感想としてお伺いできればと考えております。

まず、全体の進行でございますが、はじめに、私の方からそれぞれの経験者の方が担当された事件を簡単に御紹介しつつ、裁判員を経験された御感想などについて一言お伺いをし、その後、具体的な訴訟活動等についての感想、

個別のテーマに移ってまいりたいと思います。申し遅れましたが、私は本日の司会を務めます東京地方裁判所刑事第17部の裁判官の石井と申します。私の方で考えましたのは、いわゆる当事者、被告人の内心の事実というのが刑事法の中では重要な要素として主張、立証の対象になるということがままございませう。そうした場合に、どのように主張、立証すれば、裁判員の方にきちんと御理解、御納得をいただける訴訟活動になるのか、その点に焦点を当ててお話を伺ってまいりたいと思います。とはいえ、あくまでも私どもの方でそういう意図で、そういうテーマで考えたいというだけのことで、是非経験者の方には、それとはちょっと外れてるかなと思ったところでも御自由に率直な意見をおっしゃっていただければ有り難いと思います。

それでは、順番に事件の御紹介をしながら、一言ずつ御感想などを承ってまいりたいと思います。1番の方に御担当いただいたのはこんな事件です。深夜、路上で女性が歩いておりました。そうすると一人の若者が後ろからついてきて、その若い女性を引き倒して、スカートの中に手を入れてわいせつ行為をします。更に女性のはいていたパンティーを脱がして、取っていったという事件です。被告人は全く覚えてない、酒に酔っていて覚えてないと。したがって、争点としては、そもそも被告人がそのわいせつ行為を行った犯人なのかどうかという点の一つ。もう一つは、そのパンティーを持っていったということなんですけれど、現象的にはそういうことなのかもしれないけれども、果たしてそのパンティーを脱がせたのが、例えばわいせつ行為をするためだったら別に窃盗にも強盗にもならないわけですね。ところが、そのパンティーが欲しくて持っていったんだとすれば、これは強盗になる可能性があるということで、いわゆる不法領得の意思、つまり欲しくて取ったのかどうかという点が問題になった事案でございました。それでは、1番の方から裁判員を御経験された感想をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1 番

よろしく申し上げます。裁判員を経験した感想は、まず結論を一言で申し上げると、非常に良い経験ができたなというふうに感じました。一方で、裁判員をやった期間というのは、非常に重圧というかプレッシャーですかね。本日もちょっと想定外に多くの皆さんがお集まりなので、そこで一番最初に述べろというのも非常に重圧を感じてるんですけども。ただ、裁判員をやっていたときというのは、人を裁くということの重み、これがもうとにかく両肩にのしかかっていた。私の場合は、公判期日が四日あったんですけど、四日間だったかなというふうに感じております。月曜日に選任されたんですけども、木曜日の朝には、事務官の方の御起立くださいという声とともに法廷に入ってるわけですね。そのギャップというのが、すごく自分の中で消化しきれないものもありましたし、それがすごく負担というか重さを感じたなというのが率直な感想です。先ほど不法領得とかとおっしゃいましたけれども、まさに不法領得とか内心とか、それは何、というところから始まっていったので、ついていくことも必死でしたけれども、私は仕事柄民事事件は非常に近くに経験してたんですけど、刑事というのは初めてだったものですから、新たな経験というのがすごくできたと思いますし、一方で、例えば裁判官、検察官とか、弁護士の方、弁護士の方の場合は民事ではなくて刑事に限定しますけれども、それぞれの役割、お仕事、使命、そういったものが改めて理解できた、良い経験ができた1週間だったかなというふうに思っております。

司会者

ありがとうございました。続いて、2番の方の御担当いただいた事件を御紹介いたしますと、この事件は、ある男性が若い女性の後を追いかけていて、その女性がマンションに入っていくんですね。マンションの建物に入ってもなお追いかけていて、女性がマンションのドアを開けると、それに続

いて男性がだあっと入っていく。入って行って、ナイフを持ってるぞと、やらせろというようなことを言って、細かい事実関係については争いがあるんですが、首を絞める。女性が失神する。女性が意識を取り戻して、玄関ドアからその男性を押し出す。男性はそのまま逃げていくわけですね。こういう事件について、住居侵入と強姦致傷で起訴されたという事件で、この犯人に強姦の目的、強姦の故意があったのかどうかという点が争われた事件でございました。それでは、2番の方から裁判員を務めての御感想をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

2番

よろしくお願ひいたします。僕の事件もちょうど1週間ぐらいでした。招集されてからちょうど1週間ぐらいで判決まで行くという事件でした。今まで私30年会社勤めしてたんですが、コントとかテレビドラマのシーンでしか、検察官、裁判官、弁護士の方がいて、法廷で争うようなシーンというのは、あんまり自分が関与するということが想像もできなかつたんですけども、初めて経験させていただいて、経験として、一言で言うのであれば、非常に自分のこれからの人生においても役に立つのかなという気持ちにはなりました。それと、この事件を担当させていただいて、やはり最初と判決を言い渡すときの1週間までは、結果的には短い感じはしたんですけども、その当時は長くも感じてまして、家に帰ってからも、何となくもやもやずっとして、自分が本当に裁く権利があるのかなといったことも考えたり。あと、今回の事件は被告人が若かったので、刑を与えて、その後、いい人生を歩めるかなとか、余計なことまで何となく考えてしまった自分もいたりしました。総合的にはいい経験をさせていただいたなと思います。ただ、一つ条件があつて、七、八人、僕と同じような条件の方が集まって、名前も聞かずに解散したんですけど、僕は恵まれてるなと感じたのは、会社にバックアップさせていただいて、有休消化せずに、新しい有休をいただいたりしたんですけど、

中には、そのまま夜に仕事に行かれたりとか、結構体力的に1週間きつような方も見受けられたので、そこはもうちょっと改善できたらいいのになという気持ちになりました。

司会者

ありがとうございました。続いて、3番の方に御担当いただいた事件はこんな事件です。夜、コンビニで買い物を終えた女性と被告人がすれ違って、またこれも女性が帰宅をすると。それを男性が後をつけて行って、宅配業者を装ってピンポンと。女性が「はい」と言って出たところで家に押し入って、争いはあるんですが、金を出せと、更にわいせつ行為を行ったという事件について、住居侵入と強盗強姦未遂で起訴がなされました。この事件については、そもそも当初から強盗の目的があったのかという点と、強姦の故意があったのかという点が争われております。それでは、3番の方から御感想などをいただければと思います。よろしく願いいたします。

3番

よろしく願いいたします。私の場合は有休を消化したものの、お休みを快くいただいて、会社としても、たまたまそのセクションでは初めてだったということで非常に協力的でした。ただ、友人などは、悲惨な事件の裁判員だった場合に、心の問題とか、いろんな写真を見せられてという話も聞くので何とか断われないのと言う方がいたりして、結果的には私はお受けして良かったなと思っていますけれども、沖縄の事件であるとか川崎の老人施設の事件であるとか、そういったものが裁判員裁判ですよという報道を見ると、自分の心の中で、この事件じゃなくて良かったなという思いがあったりします。なので、参加、不参加というところは、国民の義務というところは分かってるんですけども、まだまだ皆さんの感覚、自分自身の感覚の中でも難しいのかなと思って過ごした日々でした。

司会者

ありがとうございました。4番の方が御担当された事件は、1番の方と同じ事件です。先ほど申し上げたとおり路上で女性を襲ってパンティーを取ったという事案でございます。それでは、4番の方から御感想をいただければと思います。

4番

今回、裁判員裁判を経験して、自分はとてもやりたかったので、当たったときは、うれしかったという言い方はどうなのか分からないんですけども、良かったなと思いました。それと同時に、裁判のドラマとかは全くテレビで見ないので、裁判員裁判になったんだから裁判の流れとかはちょっと勉強しておこうかなと思って、事前に少しちら見の勉強をしました。裁判は合計六日間だったんですけども、自分はまだ学生でして、ちょうど今回は実習期間じゃなかったんで、休みは一応学校の先生に聞いて、公欠という形で欠席にはならず済みました。ちゃんと2か月ぐらい前に通知が来たので、先生も快くオーケーしてくれて、良かったなと思います。事件については、当日の選考まで内容が分からなかったんで、本当に殺人事件だったらどうしようとかちょっと思ったりもしたんですけども、今回は強制わいせつと強盗で、そんなに重くはない事件だったので、やりやすかったなと感じます。やりたくなくて選ばれる人もきっといらっしゃると思いますので、それならやりたい人の中でやった方がいいんじゃないかなという気もして、仕事を理由に辞退するというのが結構この裁判は難しいのかなという印象があるので、辞退する理由と同時にやりたいのかやりたくないのかというアンケートも取っていいのかなという印象を持ちました。裁判員裁判は、とても細かく事件を説明してくれたので、とてもやりやすかったなと思いました。

司会者

ありがとうございました。続いて、5番の方に御担当いただいた事件について御紹介いたします。事件は覚せい剤の営利目的輸入でした。ただ、自分

で持ってきたということではなくて、自宅にベトナムから覚せい剤の小包が配送されてきて、途中で覚せい剤だと分かって中身を入れ替えて届けられる。それを被告人が自宅で開けた。その瞬間に捜査官が検挙すると。こんな事件です。受け取った側が、果たしてその小包に覚せい剤が入っていたということとを予め知っていたのかどうかということが争点になりました。それでは、5番の方から御感想をいただければと思います。よろしく願いいたします。

5番

私は当初、裁判は大変専門的な知識や用語が多く使われて、大変複雑で難しいものだとすごく緊張しておりましたけれども、先ほどお話がありましたように争点が非常にはっきりしていて、やってみて本当に分かりやすいし、いい経験になったと思います。そして私の関係した裁判の内容からいって、本当に多くの人たちの安全、安心を守るために役に立ったなというふうに、最後は充実感まではいきませんが、そんな思いが強かったです。

司会者

ありがとうございました。続いて、経験者6番の方の御担当いただいた事件はこんな事件です。ある資産家の女性がいる、その息子さんを拉致監禁して、資産家と思われるお母さんから身代金を取ろうと企てた一味がいる、息子さんを拉致監禁して車に閉じ込めたところ、要求されたお母さんの方が警察に通報したらしいということが犯人側に分かって、犯人は車の中に拉致された息子をそのまま置いたまま逃げたと。いろんところが争点にはなったんですが、一つの争点として、縛ったまま車の中に置いて逃げた行為が、減刑の対象となるいわゆる自発的な解放というものに当たるのかどうかという点が争点になった事件でございます。それでは、6番の方から御感想をお願いいたします。

6番

よろしく願いいたします。まず最高裁からお手紙が届いたときは、裁判

員ということに対して、自分自身も周りのお友達とかも、そういう話合いをしたことがなく、認知度が低かったために、誰かに訴えられたのかもとすごいときどきして、もうどうしようという、そういう思いで封筒を開けた記憶があります。そのときどき感は、この裁判中にも一度も感じたことがないほどの、本当に何か怖いときどき感でした。好奇心は旺盛なんですけれども、30年以上専業主婦をしてまいりましたので、裁判員という立場に選ばれたときに、立派なことも言えませんし、大したことも言えませんし、何より性格的にPTSDになりやすいと思いますので、それを一番悩んだんですけれども。でも、最終的に裁判所にできるかできないかの手紙を返すときになって、そういうことでやめるのはもったいないしと思って悶々と悩んでいたときに、テレビからサッカー選手の方の、悩んでやらないよりはやって悩んだ方がいいという言葉が聞こえてきました。その一声でもう決まりと思い、その時点で封筒を書いて投函し、まだ選ばれなかったんですけれども、その封筒を出した時点からもう選ばれたと自分で想定して、裁判に出る前にいろいろ慌ただしくなることを全部済ませて、選任手続に伺いました。裁判自体は本当に、情状証人の方も含めて9人くらいの方が見えて、それを聞くのは大変でしたけれども、私としては毎日が何か、こういう言い方をしたらちょっと語弊があるんですけれども、高揚感があって楽しくて、体は多分相当疲弊してたと思うんですけれども、毎日その裁判を全うするために早く寝たりとかいろいろ自分を規律正しくしつけて裁判に臨みましたので、最終的に終えた時点ですごく達成感があり、家に帰って万歳をしました。それぐらいの達成感がありました。ですから、ほとんどの方は裁判員というお手紙が来たときに、私もそうだったんですけど、やりたくないという思いがあるとは思うんですけれども、実際私の場合PTSDとかそういう凶悪な事件でもなかったのでそういう思いもあるのですが、本当に月並みな言葉で、やられた方が今後の人生のためにとってもいい経験になると思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、7番の方が御担当された事件を御紹介いたします。この事件も、やはり5番の方と同じく覚せい剤の営利目的輸入の事件です。ただ、こちらも持ってきた本人ではなくて、持ってこられたものを受け取ろうとした二人の被告人が起訴されたという事件です。具体的には、SNSである男性が黒くコーティングされたお札をもとに戻す薬品を運ぶ仕事をしてくれということをお願いされて、中国から物を輸入してくると。それが実は覚せい剤だったということなんですが、途中で覚せい剤だと分かって、その人が捜査に協力をするわけですね。それで所定の受け取り役をいわばおびき寄せて、捜査網を敷いてその人を捕まえようとしたんだけど、結局その二人は捜査網に気付いて受け取りはしなかったんですが、受け取ろうとしたところまでは確認できた。その二人が起訴された。この事件についてもやはり、その受け取り役の二人が予め覚せい剤が輸入されるということを知っていたのかどうかということが争点となった事件でございました。ちなみに、この事件では二人の被告人とも無罪の判決が確定しております。それでは、7番の方から御感想などをいただければと思います。

7番

よろしく願いいたします。私自身人生において裁判を傍聴したこともなければ、裁判所に来たのもそのときが本当に初めてでして、全く真っ白なままに臨んだので、最初の頃、法廷で見聞きすることが一つ一つ驚きで、一種これが現実なのかドラマのような虚構の世界に入っちゃったのかなという気分にはしばしば陥ってました。扱われた内容が覚せい剤密輸に絡むことでしたので、あまりにも私の身近からは遠過ぎて、それこそ本当に内心、戸惑ってました。裁判員裁判としてはかなり長期の異例の長さの期間を要されていたので、ちょっと理解力が乏しい私でも、多数の証人の方がいろんな角度や視点で話されていたので、ようやく全体の背景が分かるようになってきた

頃には、何でしょう、実は面白くなってきていまして、できれば、本を読むように、この一冊は読み終えたいというような、裁判に対して、読み終えたいというような気分になっていました。無罪にはなったんですけども、本当にとっても難しくて、なんですけど、すごく貴重な経験をさせていただきました。本当に自分のこれから生きていく上でもすごく考えさせられるものになって良かったなと思っております。

司会者

それでは、最後になりまして恐縮でございます。8番の方の御担当いただいた事件を御紹介いたします。この事件は、タクシーに乗った男性が、簡単に言えば酔っぱらってタクシー運転手を殴ってけがをさせて、そのままタクシー代を払わずに逃げたという事件です。強盗傷人として起訴されたわけですが、タクシー料金を踏み倒す意図があったのかどうかという点が争点になりました。それでは、8番の方から御感想をお願いいたします。

8番

よろしく申し上げます。私は、一言で言うとすごく良い経験をさせていただいたなというふうに思っています。というのも、なかなか自分の日常では、例えばテレビでニュースが流れていても、この人がこういう事件を起こしてこうなったというのが流れていても、耳から入ってすぐ抜けてしまうような、すぐ流れていってしまうところがあったんですけども、この経験をさせていただくことによって、すごく関心を持つきっかけになったなと思っております。この事件ってどういったことだったんだろうとか、あとは、社会の課題というんじゃないんですけども、そういったことをもっと自分もちゃんと考えなきゃいけないんだな、しっかり見ないといけないんだなということを改めて気付くきっかけになったのかなと思っております。なので本当にいい経験をさせていただいたなというふうに今でも思ってますし、家族と話すときも、逆に家族の方も何か自分もやりたいというようなことも言っており

ます。一方で、全くもって素人ですので、人を裁くということの重みというのはちょっと感じたかなというのはあります。自分がその一部を担ってしまって本当に大丈夫なのかなという心配がありましたが、皆さんで議論を進めていく中で、いろいろお話ができて本当に良かったなというふうに思っています。一つ、他の方もおっしゃってたんですけれども、裁判員をやるに当たって、会社で働いてる場合はその会社とか、あと同僚の理解というのがすごく大事だなというふうに感じました。私もたまたま恵まれていて、自分の持っている有給休暇を消化しなくて、別に特別に休暇を、もう行ってきなさいというふうに言って背中を押してくれたので、非常に休みやすかったのと、周りの職場のみんなも、絶対いい経験になるから、もう休んでいいからというふうにすごく言うてくれたので、有り難く出させていただいたんです。同じ裁判員の方の中で、自分の有休を削って出てる方もいらっしゃったと思いますので、この話とは別かもしれませんが、もうちょっと社会全体に理解が進むといいのかなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございました。それでは、個別の事件における訴訟活動についての御感想をお伺いしてまいりたいと思います。それぞれ事件が異なりますが、先ほど申し上げたとおり、いずれの事件においても被告人の内心の意図なり内心の状態、どう思っていたのか、知っていたのか、知らなかったのか、どういう目的でその行動をしたのかといったところが問題となった事件でございました。そこで、その内心の事実についての主張、立証というものについて、まず検察官、弁護人の主張、立証について何か御記憶に残った点、あるいはよく分からなかった点などが無いのか。評議室に戻ってきて裁判官から聞いてやっと分かったみたいなところが果たしてなかったのかどうか。そういう切り口から何か印象に残ってる点などがあれば、お話を伺ってまいりたいと思います。それでは、先ほどのパンティー泥棒を御担当いただいた1番

の方からお話をいただければと思います。

1 番

分かりやすかったか否かということに関して言うと、まず一つ検察官の主張が非常に分かりやすかった。非常に分かりやすかったというのは、一番最初に冒頭陳述があつて検察官が冒頭陳述メモを出してくれるんですね。そうすると、非常にきれいに時系列でまとまっているんですね。その事件というのは、要は被告人は記憶にありませんと言っているのに、被告人は犯人なのかということもそもそも争いがあるわけですね。被告人はパンティーを取ったということで、パンティーが欲しかったのか、欲しくて奪ったのかというところが争点になるんですけども、検察官の資料を読んでいき、併せて証拠で写真が時系列で出てくるんですね。そうすると、きれいな資料でまとまって、だからこれは分かりやすくて良かったですというより、分かりやす過ぎるんですね。ビジュアルで見て、メモも時系列できれいに、もっと言うと、それこそ司法試験なりの受験参考書ぐらいにきれいにまとまっていますので、気付くとその流れに自分が乗ってしまっているんですよ。一方で、弁護人がそのとき出した冒頭陳述メモというのは、見出しだけが出てきていますので、内容はその場で弁護人の方が主張されていくわけですね。それをメモしていくんですけども、同じものを評議室に持ち帰って評議をするときに、気付くと時々検察官のメモを復習用に見てしまうところがありました。結局、検察官の主張も一つの主張ですし、弁護人の主張も主張ですよ。それぞれの当事者の主張というのはそれぞれ同じ、平等というか、そういった扱いをしなければならないということは頭で理解しつつ、何がどうなったのかなといったときに一方の方を見てしまうというのが、果たしてそれで良かったのかな。これは個々の弁護人の仕事のスタイルだとかやり方によるものもあると思います。恐らく弁護士会だとか日弁連でこういう書式を使いましょうというのがあるわけではないと思いますし。例えば、検察官は組織として動い

て組織で仕事をしている。なのでその資料というのも非常に、私も社員なので分かるんですけども、組織として作ってきた資料だなというのは分かるんですね。一方で弁護人の方、弁護士事務所の規模とかスタッフの人数とかにもよってしまって、資料の作り込み方というのが変わってきてしまうんですけども、ともすると組織対個人という、これは個人というのは被告人になりますので、被告人の立場に不利に働くことがあるのかなというのを感じました。なので、分かりやすいかどうかということを見ると、検察官が提出したメモから見ると分かりやすいんですね。ただ、分かりやす過ぎるがゆえに、自分自身の中で何か本当にそれでいいのだろうか、本当にそうなのかなとかという、分かりにくさを強く感じたかなというのが印象ですね。

司会者

ありがとうございました。それでは、2番の方、御担当された事件は強姦の目的があったのかどうかという事件でございました。この内心の目的についての主張、立証についてどのような御感想を抱かれましたでしょうか。

2番

僕の担当したのも、検察官と弁護人の方が真っ向から違う意見を言い合っている事件でした。内心のことなので、被告人が言っていることに対して、それが真実かどうかというのが争点になってました。僕が感じたのは、やはり検察官の言っていることが時系列で非常に分かりやすかったのと、一貫した主張をされてて、今回の事件は女性にとっても非常に傷つくことで、今でもやはりその事件のことは鮮明に覚えているようだと思います。それに心を打たれたのがこの事件だったんですけども。被告人は若いんですけど、結構席も近いですから目も合うし、何となく凶暴そうな事件でしたから、最初怖かったです。正直ちょっと怖かったですけども、やはり公判になるとその事件に入り込んで、彼の言っていることとやっっていることにつじつまが合わないことが多々出てきた反面、被害者の証言は一貫していると感じました。弁護

士の方も大変だったのかなとは今振り返ると思いました。

司会者

ありがとうございました。3番の方の事件もやや似たようなところではありますが、当初から強盗目的があったのか、また強姦する目的、要するに姦淫する故意があったのかという点が問題となった事件でございました。それでは、3番の方から御感想などをいただければと思います。

3番

事件って目的がどうだったかより結論なんじゃないかなと通常は思ったりしていたことだったんですね。本当にその気があったのかなかったのかを随分論じたので、強姦未遂なので性的なことを非常にみんなで話し合うわけですが、正直、こんなに性的なことを昼間堂々と知らない同士の大人が話し合うというのはすごく違和感があるねと言いながら、みんなで、でもね、こういうことで真面目に話しましょうと本当に話していたんですけども。検察官と弁護人のやりとりの中で、具体的に言っていていいかどうかあれなんですけど、インターネットの検索履歴がと検察官が言い掛けたところで、弁護人が、それは言わないことになってますよねというふうに言ったんですね。なので、裁判員裁判ってどうなんだろう、何か隠すんだなと思って、ちょっとそこは違和感がありました。資料については、そんなに分かりやすく整理された資料という気はしませんでした。事件自体が割とシンプルに私は感じて、やったことは間違いない、じゃあ、そのつもりがあったのかどうかというところの争いだったので、資料が分かりにくいのは、これは事件なんだから、事件ということ自体みんな分からないしねという感じがありました。あと印象的だったのは、男女半々ぐらいの比率だったと記憶していますが、補充裁判員の方を入れるとちょっと男性の方が多かったのかな。同性である女性よりも男性の方が処罰感情が高めに感じたのがちょっと意外な感じがしました。

司会者

ありがとうございました。4番の方に御担当いただいた事件は1番の方と同じく路上でパンティーを引っ張り脱がせたという事件でございます。それでは、4番の方から御感想などをお願いいたします。

4番

裁判の流れでは、検察官の方がとても細かい資料を作ってくださって、言葉もすごい分かりやすい言葉でしたので、国語が苦手な私でもよく分かる文章でした。なので、検察官の方が言ってるその文章がつじつまが通り過ぎてて、そうだなって思ってしまうようなところもありました。裁判中も検察官が細かく被告人に対しても質問をしていましたし、渡されたプリントの内容も口頭で詳しく説明してくださったので、どういうところが争点で議論すればいいのかということも理解しやすかったです。評議の中では裁判官が裁判内容をまとめてくださったので、そこで初めて分かった内容というのは特にはないんですけども、より分かりやすく何か頭の中で整理ができたなという印象でした。私が担当した事件は、その事件を起こしてしまうんだろうなという前の出来事、その数時間前の出来事があったので、絶対強盗なんだろうなとか、それが普通の流れだよなって思ったりもしたんですけども、被告人が男性でしたので、男性の普通の考え方といいますか、それは女性にとっては分からない部分とか理解し難い部分があると思うので、内心をどう立証すればいいかということについては、男女の考えをしっかりと話し合っ立証していくのがいいのかなと思いました。今回、裁判員は女性の方が多かったように記憶してるので、やっぱり女性の思いがちょっと強いのかなという印象もありました。

司会者

ありがとうございました。5番の方は先ほど申し上げたとおり、事前に覚せい剤であることを知っていたのかという点が問題となった事件でございます。

す。それでは、知っていたのかどうかということの主張、立証について御感想などがあれば、お聞かせいただければと思います。

5 番

私の場合、被告人が外国の人ですから、全て通訳の方を通して判断せざるを得ないというより全部そうなんですね。ですから、本当に通訳の方の御苦労と重責は感じました。しかし、さっきから内心の事実をどうつかむかという点で裁判員として聞いてまして、本当にどういう気持ちで言っているのかつかみづらいんで、ジレンマになりました。同じ日本人同士でしたら多少言葉の語調や表情でつかめるんですけども、なかなかつかみづらかったです。それから弁護士から出された証拠の、例えば伝票番号であるとか問合せ番号、これはスクリーンショットというんですか、それを写し取った写真も出てきましたけど、外国語でずっと書かれたものなので、そこも私は見えて本当に捉えにくかったです。それはいい悪いじゃなくてですね、やはり難しさを感じますね。外国の方の犯罪を裁判員として取り組むときの難しさを感じました。もっと大変だったのは裁判官の方々じゃないかなと、そのように思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、6 番の方に、これはやや特殊な事件で、争点としてもあまりない解放減軽というところですね。この点について何か印象に残ってるところなどがあれば、お聞かせいただければと思います。

6 番

証人の証言とか検察官の方のことで、どれが記憶になってるかって今ざっと思い出しても、何か思い出すには多くて、どれ一つと言えないんですけども。ただ、この裁判員になりまして、検察官とか弁護士とか裁判官のお仕事を拝見したときに、検察官の仕事が、淡々とされた中にも調べ上げられて、それを私たちにも分かりやすく整理されてお話しされている姿にすごくびっ

くりして、私は感激して、評議室に戻ったときに同じ裁判員の方に検察官の方ってすごい格好いいということをお話した記憶があります。その検察官がみんな好きだったと思います。それはすごく印象に残っております。弁護人は最初、初日というかプレゼンテーションのときに、たくさんの証人が出てきますけども全員うそをつきますということを宣言されたものですから、何かそれが頭にありまして、弁護人がうそをおっしゃったのかも、この証人がうそをついてるのかとか、そういう何か聞いてるときに葛藤がありまして、証人の主張一つ一つを書いて、それを読み返すというんじゃなくて、手に書いてそれを頭に記憶するというのが精いっぱいでした。

司会者

ありがとうございます。それでは、7番の方からお話をお伺いいたします。7番の方に御担当いただいた事件も覚せい剤で、これもやはり被告人兩名とも外国人の事件で、覚せい剤の輸入、その事実を知っていたのかどうかということが争われた事件でございました。長期にわたる立証、審理でしたが、この間、印象に残っていることなどがあれば、お聞かせいただければと思います。

7番

被告人が外国の方2名だったんですけれども、最初から完全黙秘だったので、刑事裁判のルールというのは初めてで、完全黙秘は被告人の権利みたいなものだと、だから裁判で話さないことは悪いわけじゃないということをおのとき初めて知りまして、ああ、そうなんだということがまず驚きだったのと、被告人がしゃべらないので、証人の方たちがたくさんいらっしやったんですけれども、その方たちの通訳の方がものすごく丁寧に訳されてて、本当に大変なことをやられてるんだなということをお本当に頭が下がるぐらいな感じで見えていました。検察官も、ものすごい膨大な証拠資料があるんですけれども、それを私たちにも分かりやすく、なるべく時系列で、いろんな角度か

ら、あれを取っ替え、こちらを替え、いろんな形で見せてくれました。電話番号とかがこの事件ではすごく重要だったんですけども、最初は、これがどうつながるんだらうというものも、長期だったので、ようやくこうなるのかということも分かりやすく説明していただきました。とはいえ、どうしても捜査できない部分もあるんだなというところも、外国の方からの国内に掛かってきた電話というのが、履歴が調べようがないらしくて、何でそこら辺の調べようがないんだということも私自身はちょっとよく分からなかったんですけど。でも、そこが一番この事件の決め手につながったのではないかなと思いました。被告人の方に多少疑いがあるとしても、疑わしきは罰せずみたいな、刑事裁判のルールがあるんだということをそこで知りまして、それも本当に勉強になりました。

司会者

ありがとうございました。8番の方から、御担当いただいた事件、タクシー料金を踏み倒す意思があったかどうかという点が争点になった事件でございしますが、主張、立証について印象に残っている点などがあれば、お聞かせいただければと思います。

8番

私が担当させていただいた事件で、ドライブレコーダーの映像があったので、客観的な事実といったものは、もう映像で見てすごく明確だったんですね。その上で、検察官と弁護人のそれぞれの主張と伺いますか、お話が聞けたので、多分他の皆様の事件に比べたらすごく理解がしやすかったのかなというふうに、お聞きしている中で改めて思いました。検察官の方も弁護人の方の資料とかお話とかも、こういう言葉、こういう行動があったから、踏み倒す意思があるんだとかないんだとか、このときに怒りの感情があるんだとかないんだとか、何かそういったお話があったので、すごく論点がまとまっていて、お互いの主張や争点というのがすごく分かりやすくなっていたなと

私は感じました。あと、特に検察官の資料がすごく論点がまとまっていて分かりやすかったんですけども、弁護人の資料も、最初は資料をいただけないで話を聞きながら自分で一生懸命、ここがポイントなのかなとメモをしていたんですけども、後で資料をいただけたので、最初からあった方がそこにメモができて良かったのになというのが率直な感想としてはありました。でも、どういうことだからこうなんだというのは、すごく分かりやすかったなと思います。

司会者

ありがとうございました。今度は私どもから質問をさせていただきたいと思いますが、このタイミングで検察官、弁護士の参加者の方から何か御質問などはございますでしょうか。それでは、牧野弁護士どうぞ。

牧野弁護士

弁護士の牧野といいます。先ほどは貴重なお話をありがとうございました。今回は内心の問題ということで、なかなか判断が難しい上に、見えない内心をどうやって判断していくかということだと思っておりますが、1番の方と4番の方が扱った事件は同じ事件ですが、無理やりパンティーを取ったというのが、パンティーを取る意思があったか、いわゆる不法領得の意思があったかについて先ほどお話を伺ったので、お二人に質問なんです。一つはまず、検察官は非常にすっきりした分かりやすいメモで、1番の方に言わせるとすっきりし過ぎてて、これでいいのかというちょっと危惧も感じたというのと同時に、弁護人が項目だけで何も書かれてなかったというんですが、それに関連して、弁護人は項目だけだけれども、弁論要旨に書かれたような内容はきちんと述べてはくれたんですか。どういうことかということ、結局、取る意思はなくてわいせつ行為をする一環にすぎないというようなことを言ってるんですけど、そのようなことは冒頭陳述でも述べていたんでしょうか。

1番

弁護人が述べていましたかということに関して言うと、おおよそ3か月経った今振り返ってみたときに、あまり記憶に残っていないんです。恐らく何かもう少し印象付けられるものがあつたとするならば、この場でこうでしたというお答えができるんだと思いますけれども、裁判員は非常に特殊な経験で、特殊な経験というのは印象や記憶に残りやすいように思うんですが、そこからやはり記憶に印象が薄くなってしまふということは、やっぱりどうだったのかなという、非常にちょっともやもやとしたものがありますね。あと、本件に関しては、最初に被告人の主張、弁護方針なんでしょうか、記憶にありませんというところから来ていますので、そういったところからも、弁護人の主張というのが、逆に言うと記憶にありませんというところが強く印象に残ってましたので、そういった意味で今振り返っても、そのときに弁護人がそれ以外の他の主張をどのようにされてたのかというのが印象に残っていないということです。

牧野弁護士

分かりました。それに関連して、検察官の冒頭陳述、確かに分かりやすく、すらっと4点ぐらい、パンティーを欲しくて奪い取つたんだということについて、執拗にやつたということとか、2枚持ち去つたとか、他の着衣には目もくれないでパンティーのみを奪つたとか、パンティーそのものが性的対象になるんだと。これは最も分かりやすいですよ。1番の方がおっしゃつたように、すらっと見えるんですけども、逆にこのことがあつて、パンティーを執拗に奪い去ろうとしたということは、弁護人はあまり明確には言つてないんですけど、わいせつ目的だけで本当はパンティーなんか欲しくなくて、わいせつ行為をしたくて脱がしたけど、人通りも多いし、そのまま逃げちゃつただけで、本当は取る意思はなかつたんだなんていうような疑問は浮かばなかつたんでしょうか。

1番

私自身は本当に欲しくて取ったのかなということは常に念頭には置いていました。確かに検察官のメモでいけば、被告人は犯人であり被告人は欲しくて取った。でも、これがすんなりと落ちてしまったら、裁判ではなくなってしまうわけですよね。本当にそうですかというのを常に念頭に置いていましたので。私の事件の場合は被害者の方も出廷されてきました。被害者の方に直接質問もしましたし、恐らくしないことには自分の中でそれが判断し得ないと思ったんですね。被告人にも質問はしたんですけども、常にそこは気になっていたところではあります。ただ、本件の場合にはビデオに非常にはっきりと映っていたりですとか、記憶にありませんと言っていた被告人が途中で、検察官ですとか警察官等の話を聞いていって、私がやったことの大きさとか言って事実上、主張が少し変わったかなと思われたり、情状証人として出てきたお母さんが息子を更生させますとか言い出して、結局は有罪という形にはなったんですけども、私自身はやっぱり話を聞いていく中で、本当にこの人は取りたくて取ったのか、結果として持ってただけなのかと。最終的に取ったものが押収はされなかったもので、押収されなかった以上、本当に取ったのかどうか、これは防犯カメラ等を見るしかないんですけども、はっきりと映ってるものもなかったですし、押収されたわけでもない。その曖昧さがあったので、非常に最終的に判断に悩みましたし、内心というより、非常にそこは分かりづらい、迷う裁判だったなというふうには思います。

牧野弁護士

ありがとうございます。あと、これは4番の方の先ほどの男女比、裁判員で男性の方だったらこの点をどういうふうを考えるかに興味があったということにも関連するんですけど、例えば被告人が下着を集めるのが趣味で、今までにもそういう前科があったり、部屋にも下着がどさっとあったというんだと非常に分かりやすいんですけども、それは証拠上出てなくて、弁護人はむしろそういう性向があるわけでもなくて、下着は見つかってないんだとい

うことを言われてることで、男の人って下着を集めるだけでも喜ぶのかしらと、そういう意味で発言されたんでしょうか。それが評議においても男女比で少し影響するのかなという、そういう趣旨でしょうか。

4 番

そうですね。男性が下着とか好きなんだろうとか、あとは、事件が起きた原因というのと考えられることが、何か、その事件が起こる前に女性に。

司会者

直前に女性に振られてというか、ホテルに行こうと誘われて断わられてるという事情ですね。

4 番

きっとむらむらして、他の女の人を襲ったのかなって。それは男性の方はそうやって考えるのかなみたいな。それが、きっとそうなんだろうけど、どうなんだろうなというので、男女の考え方が違うかなということです。

牧野弁護士

そういうことですか。

4 番

あと、最初に弁護人の方があんまり説明されてないということだったんですけど、私は一応説明してたなという記憶はあったんですが、被告人が記憶にないと言ってるけど、ビデオとかの証拠があるので、きっとそうなんだと思いますみたいな感じで、無罪といいますか、強盗じゃないという、刑を軽くしようとするような弁護はあったんですけども、弁護人から被告人への質問でも、君がやったかという限定的な言い方ではなかったんですけども、これからどうしていきますかという、もう事件を認めてるような弁護だったので。なので、やってないんじゃないかとかそういうことについて深く議論するというのはあんまりなかったのかなという印象があります。

牧野弁護士

そしたら、むらむらっとして強制わいせつ行為をしちゃうというのは男としてありそうだというのは、それは分かるんですよね。男女差で、むらむらっとくるというふうなことが、男なら理解できる、女性には理解しにくいと、そういう意見だったということですかね。

4 番

そうですね。

牧野弁護士

分かりました。

司会者

検察官からはよろしいですか。

石川検察官

結構です。

司会者

それでは、皆さん全員への質問ということになります。内心のどう考えていたかとか、知っていたか、知らなかったか、目的をどうやって認定するかという点については、私ども職業的な法律家は、もちろん御本人がどう言うかということも大事なんですけど、外形的な事実、そのとき現に被告人がどういう行動を取っていたのか、そこら辺を手掛かりにして考えていくというのがある種、定式的なスタイルとして用いているところなんです。今回皆さんが御担当いただいた事件も、やっぱり同じようなアプローチで、外形的な事実から、当時、行為者がどう考えて行動したのかというところを推測していくという、こういう思考パターンを取ります。この思考パターンというか推論パターンについて、これはそうなのかなあという感じだったのか、やっぱりそれしかないんじゃないかという感じなのか、それもあるけど本人の話も聞いてみなきゃという感じなのか、その推論スタイルについては何か違和感とか感想なりがあれば、お聞かせいただきたいと思います。8 番の方は先ほどの

お話では全部ビデオにやりとりが映っていたということですよ。そうすると、そのときこの人がどう思ってたのか、恐らく弁護人も検察官もビデオを手掛かりに議論を交わしていたと思いますが、それについて何か違和感とか印象はございましたでしょうか。

8番

違和感とかは特になかったですね。それぞれ捉える場所が多少違ったりしてたとは思いますが、このときのこういう発言、こういう行動はこうだった、こうだから意思があるんだとかないんだとかいうのはすごく明確というか、それぞれのお話が分かりやすかったなとは思っています。なので、そんなに違和感というのは感じなかったです。それに対してどうかというのを、みんなでいろいろ見ながらまた確認とかをしてたような形ですかね。

司会者

ありがとうございました。逆に、7番の方の事件は、御本人は全く何も言わない。外からの事実だけで本当に被告人が覚せい剤の輸入を知っていたのかどうかという、そういう推論を働かせるという事件でございました。ある意味では先ほど申し上げた推論スタイルの究極の形というふうに言えるのかもしれませんが。その推論についての印象、あるいは混乱したとかいったところについて御感想をいただければと思います。

7番

そうですね、本当に被告人の家から押収した被告人の服とか、手帳とか、それこそ電話を掛けた履歴とかぐらいからしか、この時期にこうしてるからそうではないか、でもそうではないかの推測ぐらいなので、被告人の内心にまではなかなか。せめてメールで残されているのがあれば多少まだ判断は付くんですけれども。そこまで迫るのは本当に大変なんだなという感想でした。

司会者

ありがとうございました。6番の方の御担当の事件では、ある種、評価的

というんですかね、こんなにぎゅっと縛っていったんだから自発的とは言えないじゃないかとか、そんな議論が恐らくあったんじゃないかと思いますが、その意図なり意思なりをどうやって推測するのか、その点について何か印象に残っているところがあれば、お話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

6 番

そうですね、車を置いた場所が山の中とかではなくて、確かコンビニか何かの駐車場だったと思うんですけども、あるいは最後にガムテープで巻いていったこととかから、隠す意思があったかなかったかを考えられたと思います。

司会者

ありがとうございました。ちなみに、この事件では最終的には一応解放減輕を認めたという結論になっているようでございます。それから5番の方が御担当いただいた事件も覚せい剤だったんですが、受け取ったこと、その他いろんな事情から覚せい剤の輸入を知ってたんじゃないかということで認定をされております。人の内心を認定していく、そのスタイルというか、手掛かりというか、難しさというか、印象に残っている点などがあれば、お聞かせいただければと思います。

5 番

被告人は、密売組織から薬物を送ってもらって、仲間に売らせることを日常茶飯事にやってると。そして、その薬物がなくなったので送ってほしいと日本にいる密売組織の関係者に依頼して、その荷物が入ってきたのを知ってるかどうかというのが争点でしたが、その間本人は本国に帰っていて、届いた日にはいないんですね。それで後日、部屋に届いたときに逮捕されて、逮捕されたときには薬物を隠そうとし、また金庫には大金があるんです。これは事実なんです。ただ、争点は全然違うんですね。その薬物を知ってたかど

うかということなんです。この事実をずっと時系列に合わせて考え、そしてもう一つ証拠は、通信アプリのやりとりが大事な私たちの判断材料だったんですね。その通信歴というのは、密売組織との通信歴であったり、本国の妻との通信歴であったり、友達と言ってますけど、大本の組織とのやりとりなのかどうかというのは、通信歴で判断していかざるを得ない。そうすると、先ほど私がお話ししたように、訳された人というのは大変だったなと思う。これは女性が訳したのか男性が訳したのかなんて私なんかは考える。この言葉がぱっぱっと何月何日ずっと出てくるんですけど、女性言葉だったらこれは女性かなとすぐ飛びついちゃうんですが、そこらが入り交じってますので、なかなかそこは通信歴から判断するのは苦しかったということもあります。ですから、その辺りは、私は一般的に、事実は前後あるんですけども、突然これは知らないから無罪だとか、知ってたからこうだという、これは裁判の基本なんだろうとは思いますが、私は一般常識で言うと、そういう結論というか、そういう感覚はとても普段の生活からはびっくりするほどですね。知らなきゃ全部無罪になるという。私は本当にそういう裁判に関わった人間ではありませんので。でも、それが一つ勉強になりました。争点について知らなけりゃ無罪なんだと、裁判ってそういうことなんだということも勉強になりました。

司会者

ありがとうございました。4番の方の事件については先ほどからお話に出ておりますが、被告人自身はこの事件では全く覚えてないんで、そもそもパンティーを取っていたのかどうか、そのパンティーをどうしたのかということも全然覚えてないという事件でした。その後、女性が道を探して、どこかに落ちてないか探してるような経過なんです。そうしたところから、欲しくて取ったのか、単にそれ以外の目的だったのかという辺りを検討していただいたわけですが、検討に当たってちょっとよく分からなかったなとか、そ

もそも不法領得の意思って何だとか、何でも結構ですので、印象に残った点などがあれば、お聞かせいただければと思います。

4番

不法領得という言葉は、多分裁判の評議の中に出てこなかった気がするのですが、今初めて今聞いて、何だそれという印象はあります。被告人は、そのときはお酒を飲んでいたということもあって、記憶にないとずっと言っていたんですけど、こんなことを起こしてて本当に記憶ないのかよって思ってしまう部分もあったので、そういう意味で言うと、うそを言ってるんじゃないかというふうに思ったりもしました。ですが、だんだん何か裁判していくうちに被告人の発言も変わってきて、僕がやったと思うんでこれから更生していきますみたいな感じになっていったので、ある意味スムーズに終わることができたのかなという感じがします。

司会者

ありがとうございます。3番の方、2番の方については、特に性犯罪で強姦する目的だったのかという、ややナイーブな、微妙な点についての御判断をいただいた事件でございました。先ほど3番の方から御指摘のあった点は、要するにこの3番の事件で争われていたのは、わいせつ行為を行ったことは間違いのないけれども、強姦までするつもりはなかったんだというのが被告人の主張だったわけですね。そうすると、何か非常に微妙な目的を認定することを求められるわけで、それこそ昼日中にあからさまな議論をするという場面が想定されるころではございます。とはいえ、材料としては、具体的にどんなことがあったのかというところを中心に御議論いただいたのかなという気もいたします。そこら辺の難しさとか、印象に残った点など、追加して御指摘をいただければ有り難いと思います。

3番

難しいのはやっぱり性的な言葉を口にするのはどうしてもはばかれると

というのがすごくありましたけど、その若いお嬢さんがどういう気持ちだったのか、自分も若いときがありましたから、同じような目に遭ったらどうだったのかとか、それから普通の性行為ってどうなのというふうな、100人いれば100人あるのかなとかいうのもありますし。ただ、これは28年8月の事件で、その後法律が変わって。

司会者

そうですね。

3番

はい。口の中に彼は射精してるんですが、法改正後の事件であったとすればこれは強姦になるんですね。ところが、平成28年8月だったので強姦ではないというのが、本当にびっくりして、そうだったんですねということで。ただ、一貫して、最初に逮捕されたときからやってませんと言っていましたけども、DNAが残ってましたから、鑑定で彼だということが分かったという事件でした。推測ということになると、当時その周りで同じような事件があって犯人が捕まってないというのは彼なんじゃないかと思ってしまうとかですね。余計な知識を入れるまいと思っても、どうしても関心がそっちに向いてしまうというところはちょっと苦労したんですけども。あとは彼が法律が変わったのを知っていて、その気はなかったんだと言ってるんじゃないのかというのはずっと頭の片隅にはありました。なのでちょっと私は処罰感情が高かった方に傾いてはいましたね。最終的にはもちろん客観的事実と過去の判例と照らし合わせて、きちっと判断できたと思っています。

司会者

ありがとうございました。同じような点が争点となった事件を御担当いただいた2番の方から、目的についての認定について御感想などがあれば、お聞かせいただければと思います。

2番

そうですね、強姦の事件だったんですけど、個人的には刑の長さを決めるときにすごく心が痛んだり、ちょっと感情的になったりは結果的にはしました。なぜなら、その被告人は被害者に、首は絞めたんですけど、性的な行為は一切してないんですね。その被告人は、部屋に泊めてもらいたいがために押し入ったという証言をずっとされてる。そこが強姦の目的じゃなく、ただ部屋に泊めてもらいたいんだというところだったんですが。やはり検察官が地道にいろいろ資料を集めたり、当時の軌跡を多分何日も掛けて作ったビデオがありまして、それを見ると、追跡を30分ぐらい夜中かけてその女性をつけ回して、独り暮らしだということを確認して、それで素早く押し入るという、プロ並みの素早さで押し入ってる。そうになるとやっぱり女性にとっては非常に恐怖心というか、自分の唯一休息の家に押し入って首まで絞められて失神まで至る。下手すると、あと何分かするともっと恐ろしいことに発展した可能性もある事件だったんですけど。事実、彼が言ってる証言と最初の証言と、捕らえられたときの証言と今裁判所に呼ばれて言ってる証言が全く食い違っていたり、言ってることとやってることが全くおかしかったりしてたので、結局、そういった意思があるという結論に達したんですけども。確かに2分ぐらいの犯行で、非常に、女性にとってはもちろんものすごくまずいことだとは思いますが、彼も二十歳ぐらいで、首を絞めた行為は殺害ではなく、その場をなるべく収めるがためにやった行為なんですけど、ちょっと幼稚過ぎる犯行の、その2分間のために人生を棒に振るのはちょっとどうなのかなというのが、個人的にはありました。

司会者

ありがとうございます。1番の方に、内心の意思を外形的な事実から推測する、そういう判断のスタイルというか、手法というか、そこら辺について何か御意見等があれば、お聞かせをいただければと思います。

1番

被告人が最初記憶にありませんと言っていましたので、外形的な事実を積み上げていくしかない、推認するという考え方に関しては、違和感はありませんでした。また評議を行う前に、不法領得という言葉よりも、裁判官から、物を取ろうとして取ることと結果として取ることの違いについての説明が最初にあったので、目線がまずそろえられたというのも大きかったと思います。事実を積み重ねていって、要は、多分法律家の方だったらあんまり違和感もないと思うんですけども、蓋然性が高いと認められるかどうか。つまり裁判で白黒でなくて蓋然性が高いと考えるかどうか。蓋然性という言葉は漢字テスト以外で初めて使ったかなという感じでしたが、そういったところでの違和感というのはなかったですね。少なくとも被告人が記憶にないとした以上、そこは事実として推認していく。そのときに、私もそうでしたし、評議の場もそうなんですけれども、じゃあそうではない可能性はあるのか。要は、被告人が犯人であり、被告人はパンティーを欲しくて取ったという。でも、そうでないという可能性はあり得るのかという仮説と検証というのが、これはどこまでやれば十分かというのは正解はないんだと思います。ただ、それが評議の場でも出ましたし、そういったことができたことによって、蓋然性が高いと認められるというところまで持っていったということがあったので、違和感を感じませんでしたし、内心ということを推認していくプロセスというところも最終的にはできたのかなと思います。ただ、個人的な感想として、こういう似たような事件って今後も起きると思いますし、その都度裁判員候補者の方が呼ばれて、突然、抽選で裁判員をお願いしますと言われた方が、不法領得とか内心とか蓋然性とか、本当にそれで違和感なくできるのか疑問もあるかなというふうに感じました。私の事件とは別の、制度の話、一般論としての話です。

司会者

ありがとうございました。それでは、出席者の検察官あるいは弁護士の方

から御質問などがあれば、お伺いしたいと思います。

石川検察官

検察官から1点質問をさせていただきたいと思います。検察官は防犯ビデオですとか、証人ですとか、そういったもので検察官の主張というものを立証していくわけですけれども、被告人から言い分を聞くというか、弁護人が最初に質問をした後で、検察官の方から被告人の言い分はおかしいのではないかというふうなことで質問をしているというシーンがあったかと思います。7番の方は黙秘ということで多分それはなかったと思うんですが。そこで検察官が主張、立証していることが、その被告人に対する質問の中でもきちんと伝わっていたか、あるいはちょっと意図が分かりづらかったとか、もしそういうところで何か印象に残っているところがあれば、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

司会者

法廷ではしばしば検察官が被告人を詰問するみたいな、そういう場面があるわけですが、そういう場面で何か印象に残っていることがあればということでございます。どなたでも結構でございます。挙手をいただければ有り難いと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ、4番の方。

4番

検察官が細かく質問していたんですけども、被告人はずっと記憶がないと言っていたんですけども、何かLINEの履歴の中で、本当は記憶がないはずなら知らない、言えない、言わないような内容を何かちょろっと言ったか何かのときに、鋭く検察官の方が、それは覚えてるってことですかみたいな、何か鋭く質問されていたので、検察官がそういう細かい発言を見落とさずに質問していたのがすごいなと思いました。

司会者

その他の方で何か御記憶があれば。3番の方どうぞ。

3 番

検察官が被告人に質問をすると、しばしば、これはお仕事柄しょうがないと思うんですが、弁護人が、いや、それは関係ないとか言って止めるわけですね。聞いてて、いや、関係なくないよねってこちらは思ってるんですけど、裁判長というよりは検察官の方が、じゃあ質問を変えますってあっさり変えるんですね。ちょっとそこは納得いかないなという感じがあって、検察官はもっと突っ込んでいいんじゃないのという感じがしました。

司会者

ありがとうございます。印象に残ってることなど、どんなことでも結構です。5 番の方、どうぞ。

5 番

先ほども話しましたように、被告人は日本にいる組織の人間に普段薬物を売りさばっている。その薬物がなくなったので届けてほしいというふうに伝えた。それは履歴に載ってるんです。その後、本国に帰っていろんな方と接してるんですね。それが組織の人と接してるのか、奥さんとも接してるんですが、そのときに検察官の方が、薬物の関係の友達が集まって、薬物を使ったパーティーでも開くんじゃないですかという質問をされたのは、私はそこまで気が付かなかった。もしかしたらそういう可能性もあるかも分かりませんよね。すごいなと思いました。

司会者

ありがとうございます。7 番の方、どうぞ。

7 番

検察官は割と詰問調にきつめのトーンのお声で証人の方に聞いていくので、それに比べて反対尋問の弁護人が証人に聞くときの方が割とこなれたトーンでしゃべられるので、検察官の質問の声のトーンとかもそうすれば、もうちょっと進めやすいんじゃないかと。証言の人も、もう少し思い出せるという

か話しやすくなるんじゃないかなと思ったんですけども。どうしてもそうなってしまうんでしょうか、検察官の方は。

司会者

これは被告人じゃなくて証人に対してということでしたね。

7 番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。その他，どうぞ，1 番の方。

1 番

2 点ほど申し上げます。先ほど 4 番の方がおっしゃったように，まず証拠としてLINEでのやりとり，要は被告人が記憶にありませんと言っているんだけども，被告人，あなたは当日当夜，他の人たちとこういう会話をしていますね，前日夜の話を翌日午前中にしていますね，記憶がありますよねという尋問をされていました。そのときに被告人が，そうすると自分自身のLINEの履歴，会話として，普段のやり方としてつじつまが合わないですという反論をしたんですよ。そのとき検察官は若い検察官の方だったんですけども，これはよく小説とかでも検察官のせりふとして出てきますよね，質問をしているのはこちらですと。検察官がおっしゃいました。本当に言うんだと思いました。ただ，それを聞いていて，確かに被告人が言っていることと検察官が聞いていることが，だんだん一致しなくなってくるんですよ。一致しなくなってきた，最終的には裁判長が検察官の質問に介入してくれたので，また収束していったんですけども，そのとき裁判員の立場として，どうすればいいのか。そういうものが分からないと，結局これどうなるのというのが分かりにくくなったというのが一つありました。あともう一つは，そのLINEのやりとりなどで顔文字が使われてるんですよ。これは瑣末な話なんですけれども，その被告人は顔文字で必ず最後に犬の顔を入れてたんですね。

LINEが別に画面で表示されてるわけではないんですが、検察官が読み上げるときに常に最後に「ワン」と言うんですよ。真顔で。皆さん笑ってらっしゃいますけれども、真顔で、例えば、本当にこういうことが書いてあったわけではないんですけども、笑顔一つなく「今夜は楽しかったね。またよろしくお願ひします。ワン。何時何分。ありがとう。ワン」とずっと言い続けるんです。そうすると、事件の本題ではなくて「ワン」に引きずられて、分かりづらくなるというのがあった。すごく瑣末なんだけれども、結局は裁判員の立場で裁判やってると、何が証拠になるのか、何がポイントになるのかというのにすごく気を遣ってるんです。常にものすごい量のメモをしているので、逆に言うと、不要な情報が何かを曇らせるのかなというのがある。これは最後に評議室に戻って証拠を見たら顔文字が出てて、みんなで大笑いしたんですけども。そういったところでの柔軟性というのはもう少し、検察官だけではないと思いますけど、もしかしたら弁護人の方も逆の立場になると同じことがあるかもしれないんですけど、それは裁判員の立場としては感じました。ちょっと冗談のようで少し真剣に思ったことではあります。

司会者

ありがとうございました。牧野弁護士から御質問は何かありますか。

牧野弁護士

そうですね。事件の内容というよりも、ちょっといいですか。

司会者

どうぞ。

牧野弁護士

1番の方が人を裁くことの重みということを最初におっしゃって、8番の方も同じ意見だったかと思います。逆に4番の方は最初からやりたかったということをおっしゃっていらっしゃいました。人を裁くことの重みというのは、人の運命を決める以上は当然感じるんだと思うんですが、事件をやり終

わって、充実感があつたことで、それがあつた程度軽くなつていったのか、人を裁いてしまったという、本当に自分が裁いてよかつたんだろうというのが残つていくものなのか1番、7番の方にお答えいただければと思います。4番の方については、人を裁くことの重みというのはあまり感じなかつたのかどうか、やりたくて、やれた結果どうだつたのかお答えいただければ有り難いと思うし、他の方でもそこに何かコメントがあれば、いただきたいと思ひます。

司会者

7番の方は無罪になつたという前提で、結果として裁かなかつたということになるのかもかもしれませんが、やはりそれは一定の判断を下した重みという点から、今の御質問について何か思うところがあれば、お話しいただければと思います。

7番

そうですね、裁判員として裁くということで、皆さんそういう量刑判断をされたようですが、私の事件ではそういったことが全く評議の中でなかつたので。検察官が求刑したときに、覚せい剤の事件がこんなに重い事件なんだということが分かつて、確かに、殺人事件みたいにどなたも亡くなつてない事件だからいいんでしょうけど、でも覚せい剤が蔓延するとその後で大変な事件になるんだということで、やっぱり罪は重いんだということが今回すごく分かりまして。とはいえ、人を裁くということの意味を、今回裁判員をすることによって自分も考えましたし、結果的に無罪にはなつたんですけども、それでも人を裁くということはどういうことなのかという難しい問題は、これからもずっと私も考えてかなきゃいけない問題なんだということを感じました。多分これからも裁判員裁判のニュースとかを見て、選ばれた人はそういうふうを考えていくんだろうなというふうには、今はそういうニュースを聞いてても関心を持つようになってきましたし、そういった

重い命題をこれからも、普段は忘れてますけど、思い続けていくんだろうな
と思っています。

司会者

ありがとうございます。どうぞ。

5 番

当然私も人を裁く重みとか葛藤はします。しかし、裁判員制度で、いろん
な年齢層の違う方と時間を掛けて真剣に話し合いをして、しかも裁判官や裁判
長と一緒に話をし、そして最後の一つの到達できたという共通理解がで
きた。私が充実感を持てたというのはそこを言ってるんです。本当に悩み、
みんな同じ気持ちだと思うんですよね。それを悩み抜いて一生懸命審理して、
一つの判決というか到達できた、そこに私は充実感を持てたと言ってるん
です。

司会者

ありがとうございます。御指名ですので、4 番の方、お願いいたします。

4 番

人を裁くことについてすごい考えてしまうほどの責任感というのはそんな
になくて、そういう抵抗も特にありませんでした。裁判員裁判ができたとき
に、資格を持ってない、弁護士とかじゃない普通の国民が裁くというのはち
よっと面白いなと思っていたので、できたときから気になっていたことは気
になっていたもので、そういう意味でもやりたかったもので、当たってよかつた
なという印象はあります。何でそんなに裁くことに抵抗がない、責任感をす
ごく感じないのかなと考えたとき、もし偏った考えが私たちから出たとき
には、裁判官の方が補正とかをしてくださるから、そんなに責任感を強く感じ
ることはなかったのかなという印象があります。また、評議のときは、何か
気になったことや分からないこと、また思ったことは何でも言ってくださ
いねと言ってくださったので、そういう意味でも評議はしやすく、考えやす

かったかなという印象があります。

司会者

1 番の方も御指名ですので、よろしく願いいたします。

1 番

4 番の方と同じ事件を担当したんですけども、私は全く違うスタンスでした。第 1 回公判期日の前日に、私は司法研修所に入る夢を見たんです。本当にそれぐらいで、当日も何を着ていくかというのですごく悩みました。普段着でお越しく下さいと書いてあるんですけども、じゃあ自分自身が普段着で行って、じゃあ聞こうじゃないかと言えるのかというすごい葛藤もあって、私、初日はスーツで行きました。判決言い渡しの日も同じことを迷って、自分が参加した合議体の判決を言い渡すときに、カジュアルな感じで行ってよいのだろうかと思い、結局、最終的にはネクタイを締めて行ったんです。これは逆に言うと、ちょっと話が横道にそれて恐縮ですが、裁判所への要望としては、だとしたら裁判員服みたいな法服みたいなものがあればもっと気が楽な人もいるんじゃないかなと思ったんですけども。それぐらいの重圧感を感じてきました。判決の言い渡し、判決に至るまでのときも、やはりそれはずっと感じていましたし、週をまたいで裁判でしたので、土日とか、途中 2 日間ほど会社に行って仕事をするときがあったんですけども、頭の切り替えができないぐらい裁判に没頭していて、病院の写真を見たときにも、何で白衣なんだろうと。これは本当に、あれっ、黒くないというのに違和感を感じるぐらいずっと週末も裁判に没頭してました。それぐらいプレッシャーを感じていたので、じゃあ判決を言い渡して人を裁くという重みを後々抱えましたかというのと、これは抱えていないです。結局、先ほど申し上げたように、確かに私の担当した事件というのは、外形的な事実を積み重ねていって蓋然性が高いということを推認し、判決、これは結果として執行猶予付きの有罪でしたけども、そこまでのプロセスとして、仮説検証がしっかりとで

きた、自分自身が納得ができたというのが一つだと思います。もう一つは、時々やはりそういうことで私は迷って、最後まで迷ったりしまして、翌日は本当に判決言い渡したぞという翌日も、裁判所へ行ったら翌朝自分の最終的な決を入れなきゃいけないというときに、裁判所から帰っていく、拘置所に戻っていく押送車を見て、それが国会議事堂の夕日に向かって赤灯を回しながら向かっていくのに、被告人の人生に思いを馳せていたときに、裁判長が翌日、1日複数便出るからそれに乗ってない人もいますよと。要は何かというと、要所要所で、周りの裁判員の方がその重荷を一緒に背負ってくれたということもあると思いますし、3人の職業裁判官の方が、それも裁判長が背負っていただいたんだなというところもあったと思います。その外形的なところ、そして自分自身で納得して消化できたというところ、この2点をもって最終的にはその重圧から解放されて、重圧が結果として良い経験だったなと。冒頭に申し上げた良い経験だったなというところにつながったんだと思っています。

司会者

その他、発言し足りないという方がいらっしゃれば、お話を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、時間となりましたので、意見交換会を終了したいと思います。経験者の方には、お忙しいところ裁判所にお運びいただき、貴重な御意見を承りまして誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。本日は誠に御苦労さまでした。

以 上